

倉吉市成年後見制度申立要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立の援助並びに福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始、保佐開始及び補助開始（以下「成年後見等」という。）の審判の申立てにつき必要な事項を定めることを目的とする。

(審判申立の対象者)

第2条 市長は、高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であつて、次の各号のいずれにも該当するものについて、成年後見等の審判の申立ての請求を行うものとする

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 物事を判断する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
- (3) 後見開始等の審判の請求を自ら行うことが困難である者
- (4) 親族による保護又は後見開始等の審判の請求が期待できない者
- (5) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第1号に掲げる者とみなす。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしているの本市の被保険者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項に規定する特定施設に入所している本市の支給決定対象者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、本市が保護を行う者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、成年後見等の審判の申立ての対象としない。

- (1) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設（本市に所在するものに限る。）に入所又は入居をしている他市町村の被保険者
- (2) 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設（本市に所在するものに限る。）に入所している他市町村の支給決定対象者
- (3) 生活保護法第19条第3項の規定により、他市町村が保護を行う者

(審判申立の判定基準)

第3条 市長は、成年後見等の審判の申立てを行うに当たっては、対象となる高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「本人」という。）について、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力（民法第7条、第11条及び第15条）
- (2) 本人の生活状況及び健康状況

(3) 本人の親族の存否及び当該親族が成年後見等の審判の申立てを行う意思の有無

(4) 本人の福祉を図るために必要な事情

(審判申立審査会)

第4条 申立ての適否及び申立ての種類を審査するため、倉吉市成年後見等審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康福祉部長

(2) 同部福祉課長

(3) 同部長寿社会課長

3 審査会の会長は、健康福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

(審査会の議事)

第5条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査に当たっては、本人及びその家族並びに主治医その他専門家の意見を聴くものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(市民等の市長への通報)

第7条 次に掲げる者は、本人が成年後見等を必要とする状態にあると判断したときは、成年後見等の審判の申立てを市長に通報することができる。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に従事する職員、同法第15条第1項に規定する職員並びに介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業に従事する職員及び同条第24項の介護保険施設の職員

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

(3) 民生委員

(4) 前3号に掲げる者のほか、本人の日常生活のために有益な援助をしている者

2 市長は、前項の規定による通報を受けたときは、本人と面談等をし、第3条に定める判定基準に基づき、速やかに申立てを行うものとする。

(審判申立に係る費用)

第8条 市長は、成年後見等の審判の申立てに基づき審判が下され、成年後見人等（成年後見人、補佐人又は補助人をいう。以下同じ。）が選任されたときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき負担した審判費用（鑑定費用を含む。以下「審判費用」という。）について、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該審判費用の返還を求めることができる。ただし、本人が倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱（平成17年3月31日倉吉市福祉保

健部長決裁) 第2条に定める助成の対象者であるときは、この限りでない。

(審判申立の手續)

第9条 成年後見等の審判の申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(親族等への援助)

第10条 市長は、第3条の規定による考慮を行うに当たり、成年後見等の審判の趣旨、審判費用等について十分説明を行った後、本人の親族(以下「親族」という。)が成年後見等の審判の申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)第7条第4号の規定により本人の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を当該親族に提供し、親族が行う申立ての手續等の援助をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。